

鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鹿沼市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における」を削り、「ついては、」の次に「当分の間、」を加え、「令和 7 年 3 月 31 日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。